

花巻市まちづくり基本条例策定委員会（第4回）【記録】

日時 平成20年1月18日（金）午後2時～午後4時30分
場所 花巻市役所本館3階 議会委員会室
出席者 委員8名（欠席3名）
内容 1 開 会
2 あいさつ
3 報 告 パブリックコメントの実施結果について
4 協 議 策定委員会条例素案について
5 今後の日程について
6 閉 会

事務局(佐藤地域振興課長補佐) (本日の出欠席の状況を確認後、第4回策定委員会の開会を宣言。)

議長 (高橋委員長) あけましておめでとうございます。前回の策定委員会が今年の11月12日ということとして、ほぼ2ヶ月ぶりになります。この間いろいろなことがありました。第3回の策定委員会の後、事務局から修正案が提示されました。この修正案は皆様に送付しましたが、これがパブコメ用の素案となっており、結果として第3回の議論とは若干変わった点があります。これについては、あとから事務局に説明していただきます。パブコメ用の素案をベースにして11月30日にシンポジウム、その後説明会と合わせてパブコメを行いました。膨大な意見が出されたということです。今日のメインは、説明会での意見やパブコメの意見に対して、条文をもとに検討してなるべく取り組むというスタンスで審議をしたいと思っております。その前に、前回11月12日の策定委員会では市民参画条例について非常に激論が交わされました。市の総合計画委員会では、市民参画条例は時期尚早であるということで難しいと、そうであればまちづくり基本条例本文の中に市民参加条例の市民参画の対象となる行政活動とか、手続き、両方組み合わせるものを出しておいて詳細は別途施行規則という形が一点、もう一点は、市民参画手続きを実質上動かすということです。まちづくり基本条例に基づいてどの程度市が施策を講じたかをチェックする仮称まちづくり推進委員会というものや、ただしその具体的な所掌事務について今の段階で事務局から提示するのは難しいということです。設置をするという規定のみを設けるという方向で上と調整してほしいということでした。その後、総合計画委員会で議論された結果、多少内容が変わってきたということです。それをパブリックコメントの素案としたわけですが、委員の方には前もって資料は渡してあるのですが、あらためて素案の変更点について、市民参画条例の分、まちづくり推進委員会の分について説明していただいて、本題の説明会の意見について、パブリックコメントの意見について議論をしたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局(菊池地域振興課長) 第3回策定委員会は11月12日に開催したところであります。その後、15日に市の総合計画委員会を開催いたしまして、そこで議論をしまして、その結果、修正がありまして、それをふまえて高橋先生には11月19日でございますけれども、お伺いして説明をし、ご了解を得たうえでパブリックコメントを12月3日から1月8日まで行ったところであります。それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。前文については、長いというご指摘をいただきましたので、区切ってあります。4行目ですが、以前は「郷土を愛する心を育て、」というところを「郷土を愛する心を育ててきました。また、」ということで一旦区切らせていただき調整させていただきました。また、全体的に「である調」から「ですます調」に変えさせていただきました。第4条(4)ですが「地域の産業振興による経済の活性化を図る活力に満ちたまちづくりを推進す

る。」としておりましたところを「地域の産業振興による活力に満ちたまち」というふうに修正をさせていただきました。次に第 11 条でございます。「市職員の役割と責務」のところでございますが、「市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動に率先して参加するように努めるものとする。」とございましたが「市職員は、地域社会の一員として、まちづくりの推進に積極的に努めるものとしします。」と修正させていただきました。これについては、市職員は確かに地域社会の一員であります。「地域活動に率先して参加する」というのは、多数の方から、義務であるにとらえられてしまうと非常に困ると、よくつきつめると憲法に定める職業の自由に抵触するおそれがあるのではという懸念がありまして、可能な限り皆様のご意見、市民会議のご意見を尊重しまして、このような表現にして盛り込んだところであります。それから第 7 章の「市民参画の手續」として、第 13 条の(1)から(5)の中から「1 以上の方法により」としておりましたが「2 以上の方法により」行うものとするとして、(1)審議会その他の附属機関における委員の公募 (2)意向調査の実施 (3)意見交換会の開催 (4)パブリックコメントの実施 (5)前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法の中から 2 つ以上の方法としました。第 15 条として「市民参画・協働推進委員会の設置」というものを定めておりますが、先ほど委員長がおっしゃったとおり、市民参画のための状況なり、方法を含めてこの委員会で検討していただくという趣旨で、附属機関として新たに設けたものであります。それから第 8 章「コミュニティ」の第 16 条を「地域コミュニティ会議等」としておりましたが、政策による団体名ということもありますので、より普遍的な名称ということで、第 2 項として「市民の自主的な地域活動を実現するための団体を置くことができます」と修正しております。それから、第 11 章にいきますが、第 27 条「検証」という規定がございました。「市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。」としておりましたが、パブリックコメントでもいろいろとご意見をいただいておりますが、総合計画委員会においては、第 15 条の市民参画協働推進委員会、この附属機関を設置して、ここで適切に行われているかを検証するという含めることとし、第 11 章からは削除することになったわけでございます。以上、大きな変更点について説明をさせていただきました。

議 長

ご苦労様でした。今回の説明会やパブリックコメントは 11 月 15 日の総合計画委員会で修正されたもので、私も了承したものです。一つ事務局に確認をしたいのですが、今、説明されませんでした。市民参画条例を今後つくるということについて、本文には明記しないけれども 12 条の市政への参画についてのところで、ここでは、制度の基本的な枠組みを定めていますが、具体的な仕組みについては、別に条例等により定めることが必要となります。ということで、実質上、本文には出さないけれども、逐条解説で市民参画条例をつくることを予定している。その検討組織として 15 条の市民参画協働推進委員会を設置して、2 年ぐらいかけて検討するとおっしゃったんですね。このへんはどうなのでしょう。実質上、検討して 3 月議会に仮にこの条例が通ったならば、即 4 月に委員会を立ち上げて、市民参画条例の検討に入ると理解して、やや不満ではあったのですが、いたしかたないとしたのですが、そのあたりについてあらためて見解を示してほしいと思います。

事務局(菊池地域振興課長)

総合計画委員会の見解については、市民参画条例は当面つくる予定は無いということでございます。しかしながら、まちづくり基本条例の施行をしながら、どういう方法で市民参画が行われればいいのかも含めてここで検討できればと思っております。ただし、いえることは直ちに市民参加条例をつくるということではなくて、まずは基本条例を立ち上げて、この委員会で検討しながらやっていこうとなっております。

議 長

非常に苦しい答弁であったと思いますし、当面というのは 1 年くらいと理解すると、市民参画条例については時期尚早であろう。ただし逐条解説で、別に条例等で定めることが必要になるということと、市民参画・協働推進委員会を定めるということで、

まずそこで1年くらい勉強して、2年目くらいに条例の策定に入りましょう、3年目に議会で議決されることを目指しましょうというふうに理解したわけです。条例の文言からは消えてしまったのですが、実を取ったと解釈しました。委員会をまちづくり基本条例で定めるということを入れたのですが、本来は、別に設置要綱等をつくってやるべきなのですが、あえて了承したのはそういう含みがありました。そのあたりについて、事務局は非常に板ばさみで苦しいところだと思います。

村井地域振興
部長

もう少し明確にしておきたいのですが、市民参画条例という市民参画の手続きですが、これは、説明のところに書いてありますとおり条例等で定めるということで、条例も含まれますが、条例にならない場合もありうるということでご説明してきたつもりです。条例化するとは、お約束はしておりません。今後の経験をふまえてルール化を検討する中で、条例になる場合もあるし、当面要綱等でいこうとなる場合もあります。両面を含めて今、考えております。

丸山委員

パブコメと全体を見て、皆さんの大きな声は参画と協働のところなんですね。この具体性がみえないと。参画という言葉はたくさん出てくるけれども、何に対していつどうやって参画できるのかということが見えないから、これは信用できないという声が多いいんですよ。ですから、パブコメの多数の意見は、市民参画条例のようなものをつくってほしいという声だと認識しているんですね。それから全部読み直したときに、私が今回の策定委員会で意識したいのは、7章の参画と協働、これは場合によっては全部書き直しになるのではないと思うぐらいに、全てが抽象化されてきてしまっているんですよ。例えば、重要なものに関しては参加を求めますといったって、重要なものかどうかを決めるのは行政なんですよ。ほとんど今までと変わらないんですよ。今までもパブコメはやっているし、ワークショップはやっているし、住民参加もしているんですよ。細かい手当てのあるアンケートがある。けど、それが個々にバラバラに行われてきているから、我々はこれから何に参加できたり出来なかったりというのがわからないと、一体何に参加できるのかというのがわからないんですよ。

村井地域振興
部長

ご意見はご意見として伺っておきますが、とりあえず私どもが説明しているのは素案の作成過程をご説明しているので、そこをご確認いただきたいということです。それから先ほど課長からも説明ありましたが、推進委員会について第15条で設置するというところだけを決めています。市長の附属機関で設置したいと考えておりますので、地方自治法に基づく機関として、おそらく条例で設置するということになると思います。その場合、設置条例そのものの検討をして、議会にかけることとなります。要綱設置であれば直ちに設置できるんですが。

議 長

環境審議会について環境基本条例で設置すると規定して、詳細については規則で定めるということも出来ますから、別途、市民参画・協働推進委員会を条例で設置する必要は無いと思いますが、それよりも最初に聞いたところが私の理解と大分食い違っています。私は文言では出ないけれども研究を重ねた上で、将来的に市民参画条例等の制定も考えていきたいと思いますと理解したのです。

村井地域振興
部長

ルール化はしますということです。

議 長

問題はルール化よりも、丸山委員が言ったように対象がまず定められていないのに、方法だけ載っているのです。対象は重要な政策等ということで、行政が判断できるわけです。これは完全に市民参画手続きではなくて、各課の判断に任せられてしまう。結局、従来と何も変わらない。そうすると我々は委員会で何を検討するのかということになります。そうであれば元に戻して、参加の対象まで入れるということのほうがいいと思います。

村井地域振興部長 参加の対象についてもルール化をすると申し上げています。条例かどうかは分かりませんが。

議長 委員会では市民参画のルールを検討するということなのですね。その場合には条例も一つの選択肢に含まれていると理解して良いのですね。

村井地域振興部長 そのことは前の委員会でも、市民参加のところと住民投票のところの説明の中で、別途具体的なところは条例等で定めるということでご説明をして、ご了解をいただいたところでございます。

議長 住民投票に関しては施行規則で書きますということですが、市民参画条例については、12日も19日も含めて了承できませんと、ですからやむを得ず本文に対象と方法とマッチングルールと入れましょう、それをチェックする機関を入れましょうと。それに対して19日の回答がこれだったと、今言ったようにこの委員会で2年くらいかけて市民参画条例等を含めて市民参画の手続きを検討するというのであれば仕方ないと思っていたので、今言った部長のような回答は聞いてないということです。

丸山委員 議事録1回2回を読み直したんだけど、今の関連だから発言しますが、条例化は当面無理だとしても、具体的なモデル、どういう公共政策に対してどういうかたちの市民参加の手法、ツールがあるのかそれをつくってくださいと要請しましたね。それがパブコメ、シンポジウムに間に合えばいいんだけど、それは間に合わないかもしれないと。何故かという、これから各部署をまわって一つ一つどういう事業があるかを拾っていくのは大変だというご返答があったんですね。それに対して私が上げたものは、今ある個々の具体例でなくていいと、市民公園、公民館、抽象的なプロジェクト、介護問題等でもいいからそれに対して、例えば市民公園についてならばワークショップ4回やりますとか、アンケートを小学校単位でとるとかそういうことは出来ますよね。と言ったんです。これは会議録に残っています。ここでの会議体での問題は、2時間の中で膨大な議論をしているから、私たちが言ったことが承認と取られてしまっている場合があるんですね。それから、事務局が、私たちはこういうふうに皆さんにお伝えしましたということが決定事項になっていることが多々あるんですよ。厳しい言い方ですが、そういう傾向が非常に強いんです。だから、議長と事務局の間ですら議論が収れんしていないのに、それを我々まで戻ってきて、あらためて議論を始めたからゼロからスタートしますよ。私たちはこういっているからそう理解してもらったはずというのは違う気がします。

議長 今のご意見も含めて、これからはまだ、素案に対して、パブリックコメントの意見に対して議論をする余地があると思いますので、出来れば我々も丁寧に議論して、採択するか却下するかという議論をしていきたいと思います。そうしないと、忙しい中、意見を出してきた市民の皆さんに対して失礼だと思います。

それで、まず意見の提出状況について件数等事務局から説明していただけますか。

事務局(奥山上席主任) はい。それでは、資料1からご覧いただきたいと思います。内容ではなく全般的な件数ということでご説明をしたいと思います。パブリックコメントは、昨年12月3日から1月8日までの1ヶ月間となっております。郵便、ファックス、電子メール、説明会での意見収集のほか、直接お持ちになった方もいらっしゃいます。説明会に関しましては、参加者の総数は117名、4箇所で開催いたしまして12日のまなび学園60名からはじまり、大迫、石鳥谷、東和で開催して117名のご参加をいただきました。説明会の中では、最初に素案の説明をしまして、質疑応答、その後、意見交換というかたちでグループごとに分かれて、それぞれ、振興センターの職員に協力をいただきまして、局長が意見を集約したものがお示した資料となっております。その結果、提言数が197件、説明会では94件、感想等が説明会で59件ほどございました。こちらは述べの件数となっておりますので、ひとりで何件か出されている方もおりま

すし、あるいは発言がほとんど無かった方もいらっしゃったと思います。それから、郵便等での提出につきましては提言が 103 件、その他に感想等ということで処理させていただいたものが 4 件ありました。人数にすると 20 名の方からいただきました。意見の中には、20 数ページにわたって条例の対案のようなかたちでいただいたものもありました。何件という割り当てにつきましては、素案の各条文に対する意見で件数を分けさせていただいております。そのほか全体に対する意見ということで言葉の使い方についてとか、章全般に係わることで区分できないものにつきましては 1 件ということで処理させていただいております。なお、本日の資料につきましては、右側の方に事務局案といたしまして、こういう考え方ではいかがでしょうかということをお示ししたのとなっております。以上です。

議 長

ありがとうございました。確認をしたいのですが、説明会での意見とパブリックコメントの意見、通常パブリックコメントとは素案に対して郵送やメールで意見を出すことですので、通常説明会とは区別するのですが、説明会が 117 名参加されて意見が 94 件、その他感想が 59 件あったと理解してよろしいですか。それからパブコメですが、20 名の方から意見が出て、意見が 103 件その他感想が 4 件ということでしょうか。

事務局(奥山上
席主任)

そうです。

議 長

私がパブコメで非常に危惧していたのは、市民会議や周辺の一部の人は燃えているんだけど、市民全体は全然燃えていない、冷めているという状況を心配していました。というのは、宮古市で 1 年前に自治基本条例案のパブコメをしたのですが、意見の提出状況はゼロでした。10 月の紫波町については、1 名くらいから 11 件と非常に低調な状況だったということで、心配していたのですけれども、これだけのたくさんの方が意見を出されて、しかも中身が膨大な意見を出された方もいらっしゃって読むのも大変だということになりました。これをきちんと審議したら 5、6 回必要になるのではないかと思います。3 月議会に間に合うのかということもあります。しかも、文章で書かれた意見は非常にしっかりとっていて、傾聴するものがあります。どうしようかということ。これはやはり、市民会議を立ち上げて、一昨年 12 月から 10 ヶ月かけて市民会議の方々がゼロから議論して、昨年の 7 月には市民会議主催で説明会を開催して、たくさんの方が来た。その後にも各地域で市民会議の人と地域の方が意見交換をしており、それらをふまえて最終提言をした積み重ねの結果であると思います。こうした積み重ねの結果、市民の関心の度合いは、他の自治体の比ではないと思うのです。確かに抽象的な条例ですから、自分の生活に密着していないので、関心を持ってとか市民全体が燃えるというのは難しいのですが、これだけ熱心に意見を出されたということは大変素晴らしいし、こういう方々の熱意を、我々策定委員会で汲み取るところは汲み取っていくということは必要だと思います。そこで、進め方についてですが、どうしていったらいいでしょうか。できれば、逐条的に検討をしたいのですが、そうすると時間的には 1 時間半しかないということで、事務局のスケジュールとしては今日一日ということですが、事務局としては、出来れば網掛けの部分を議論していただきたいということですが、どうでしょう。

丸山委員

私もいろいろなかたちで住民参加をしてきましたが、これだけ熱意のある市民の動きは初めてです。これを今日 1 回で議論を終わって、次回シャンシャン会議にして今月末に市長提言となったとしたら、私はこの状況を公表します。要するに、そのぐらいの気持ちでいるのは、とてもこれを一日で議論できないですね。これだけのパブリックコメントのデータを理解して、これでいいとするのに最低でも 3 日は必要だと思います。少なくとも今日 1 日で詰めるのは不可能だと思います。もしそれをやってみれば、将来的に悔いが残ると思います。なぜかという、前文だけをみても、ある方がちゃんと読み解いて書いてくれた中に、我々の文章では明らかに文法的な間違いがあるんですね。それから、思想信条を語るときの強弱の問題であったり、明らかに

この方の文章を使った方が何倍も良くなるということがあるんです。小さなことかもしれないですが、あるんですね。ですから、パブコメした方は、一生懸命読んで自分の言葉で書いてくれているわけだから、それを無視したら策定委員会の意味がなくなると思います。ですから、是非、最低でも後2回増やすかたちでお願いをしたいと思います。

議 長

スケジュールとして終わりは決まっていますよね。1月28日に私と副会長で答申を市長に出して、その後に庁内で議論をされて、法令審査委員会にかけて、庁議で決定して3月議会に提案、そして4月1日に施行というのが事務局サイドのスケジュールだと思います。多分、今の話でいくとスケジュールを尊重して、この2週間くらいに第5回、第6回の委員会を開かなければならなくなります。やはりそれだけ我々もやらなければならないという義務があるわけです。普通に考えると、これだけ意見が出れば3月議会は厳しくて、6月議会が順当だと思うのです。もう少し議論すべき余地は残っているし、市議会議員とも意見交換したいとも思っているのです。おそらく市議会議員の中には、こういう状況を知っていて、時期尚早で、まずいだろうという意見を言う方もいると思うんです。ただし、そのへんの判断は我々は出来ないで、やはり市ですところなので、今日は、1時間くらい逐条的に検討してみて、その成り行きを見て、場合によっては委員会の回数を増やすということにしてはどうでしょうか。やはりこれだけ市民の方々が意見を出されているので、我々もきちんと受け止めて議論をしなければ本当の市民参加は無理だと思うのです。意見を出しても、あっという間に決められてしまったというのでは、次の市民参加につながらないと思います。きちんと議論していただいて、それで駄目だったら仕方ないのですが、もちろん事務局の資料をベースにしますが、まずは、前文から議論しましょう。

丸山委員

皆さんから寄せられた意見の3分の1は、もっと時間がほしい、3年くらいあればいい、この1ページのほとんどがそういう意見なんですね。これに対して策定委員会がどう応えるか。だから、時間がなくて1月末で市長提言のため、1回の審議で打ち切りましたとなれば、市民としてはとんでもないことだと思います。

村井地域振興
部長

私どもも心外なのですが、疑いの目で見られているような気がします。私どもも、出された意見に対してはきちんと議論をしていただきたいし、1件たりとも無視するようなことはいたしません。ですけれども、時間をかけるべきだという意見はたくさんありますが、時間をかけたほうがいいのか、今、決めた方がいいのかは検討いただいて結論を出していただければいいと思います。実際の話合いを重ねていただいて、足りなければ委員会を開催していただきたいと思います。それが、1回なのか2回でいいのかは、議論をしたうえで見えてくると思います。その上で、今日の最後には共通認識で出てくると思いますので、そこでお考えいただきたいと思います。

議 長

ですから、まずは、前文から事務局のほうで説明していただいて、1件1件検討していきましょう。

それでは、パブリックコメントの分と説明会の分と分けられているので、両方を見たいと思います。早速、今日のも含めて前文からやっていきましょう。

村井地域振興
部長

参考までに、今日お配りしたものと、あらかじめ郵送したものは順番等は変えておりません。

議 長

それでは、今日配られた資料の2と3について、こういう意見が出て、事務局はこういう考えでいるということを説明していただきましょう。

事務局(奥山上
席主任)

はい、それでは説明させていただきます。資料No.2の1番目ですが、前文の「花巻は」を「花巻市は」に。用語の使い方の根拠が分からない。湯の温もりは物理的過ぎる用語のため「心の温もりをあわせ持つ」に、というご意見については、事務局とし

ましては、「花巻市」は地方公共団体としての花巻市を意味しておりますが、前文の「花巻」は自然を含めた地域全体を示す言葉として用いており、「湯の温もり」は精神的な温かさを含めた表現として用いておりますので、素案のとおりしたいと考えております。こういった説明でよろしいでしょうか。

議長 はい。それでは、とりあえず前文についての意見だけを説明していただけますか。

事務局(奥山上席主任) はい。2番は「日本国憲法に基づいて」という言葉を入れてほしい。条例の上に条例はおかしいという考え方です。こちらに関しましては、条例は、憲法や他の法令の範囲内において自治体が制定するものであり、特に憲法に基づくという表現はしていません。また、条例案に他の条例との関係の解釈規定を置くことによって最高規範として位置づけておりますということです。3番は、前文は情緒的、抽象的な印象なので花巻市民憲章の力強い表現を入れてほしいということですが、花巻市民憲章の前文を条例素案に取り入れることによって整合性を図っております。4番、前文について句読点の位置を検討するべきということ。こちらには網掛けをしておりますが、修正を含めて検討していただきたいという意味です。5番、結いと助け合いとは全く違うというご意見です。結いの崩壊はサラリーマンが増えたため、個人収入の増というご意見も含めております。こちらには、結いは地縁的なつながりの中で互いに助け合いの精神に起因する言葉として用いたものであるため、素案どおりとさせていただきたいということです。6番、イーハトーブの実現を目指すというのは、説明の部分の方が分かりやすいのではないかというご意見ですが、説明会ではイーハトーブのほうが響きがよいのでそのままいいというご意見も合わせて出されています。こちらについては、イーハトーブは市の基本構想、市民憲章、市民の歌でも使われており、象徴的な言葉であり素案のとおりとさせていただきたいとしております。7番、早池峰からの印象、西が手薄に思われる、奥羽山系の表現がほしい、イーハトーブ花巻という表現が望ましい、というご意見について、早池峰山は本市を代表する山であり、市全体の自然を表現したものと考えておりますので、素案のとおり。8番、説明がないとイーハトーブの意味が分からないというご意見について、6番の回答と同じく象徴的な言葉であり、そのまま。9番、結いの精神について、若い人たちは分かるのか、理解させるのに無理があるのではないかというご意見について、この条例をとおして、あらためて幅広い年代に助け合いの精神を感じていただく機会と捉えていただきたいと思います。10番、信頼と分担は別ではないか、信頼は信託の方が正しいのではないかというご意見ですが、17番にも信託という言葉や、信頼関係についてのご意見がございましたので、網掛けにしました。以上です。

議長 意見要旨を中心にさせていただいて、理由等については、かいつまんで説明していただければと思います。全部読むのは大変だと思います。それでは、3の資料についてお願いします。

事務局(奥山上席主任) それでは、3について説明します。1番は、前文の修正ということで、全体としてもっと洗練された文章にさせていただきたいということです。その中で「湯の温もり」という言葉は「温泉と人情の温もり」または「温泉の恵みと人情の温もり」と、湯のぬくもりという言葉は一般的ではないということです。「自然の恵みに畏敬の念を持ち」という言葉に対しては「自然に畏敬の念を持ち、その恵みに感謝し」、恵みという言葉が畏敬の念を持つ対象ではないためということからです。「風土や文化を世界へ発信して」の「風土」を削除する、これについては、風土は文化を発信する対象ではないためということからです。「過去と未来との架け橋」の削除、「私たちは」で十分意味は通じるのではないかという指摘です。「そのためには、市民主体の」から「築いていくことが必要です」については「築いていきます」または「築くことを目指します」という強い表現が必要ではないかというご意見です。「まちづくりに関する基本的事項を共有し」は「基本事項を咀嚼し、体得し」ということで、基本事項だから「的」という表現はいらぬ、「共有」は弱いということからです。2番「早池峰の

風かおる恵まれた緑と水に」を「早池峰の風かおり、豊かな水と大地をもたらした北上川とその支流河川による恵まれた緑と水に」と修正する。北上川を始めとする多くの河川に感謝するという事です。3番「50年後も100年後も」を、現状のままでは駄目なので、現状を変えて100年後もという趣旨に変えるべきという意見、理由については右側の欄をご覧ください。4番「恵まれた緑と水に包まれた湯の温もりあふれる」を「緑と水に恵まれた自然豊かな」に、「畏敬の念を持ち自然と共生するとともに」を「感謝しつつ」、「風土や」を「風土を育み」、「市民主体のまちづくりを進め」を削除する、「力を合わせた新たな」を「力を合わせて市民主体の新たな」に修正するというご意見です。5番目「そのためには」から「築いていくことが必要です」を「そのためには、市政の主権者である市民、市民の信託を受けた市議会、市長及び市は互いに力を合わせて市民自治による協働のまちづくりを推進し、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ります。」に修正するというご意見ですが、市民が市政の主権者であることを明確にする、日本国憲法の精神を掲げること、適切な役割分担という表現はそぐわないというご意見です。6番ですが、「精神的な支柱」を「共有財産」に、「過去と未来の架け橋としての」を削除する、「次の世代に」を「過去と未来の架け橋として次の世代に」と修正する。「産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します」を「産業を興し、協力と行動で生き生きとした暮らしを求め、理想郷イーハトーブの実現を目指します」に。「市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな」を削除する、というご意見です。7番ですが、イーハトーブの詳細な説明を追加すべきというご意見ですが、全国に発信しても恥ずかしくない条例になるのだから、初めて接した人でも分かるような説明を追加してほしいというご意見です。8番は「そのために」以下の文書を凝縮すべきというご意見ですが、条文と重なる部分が大半でもっと凝縮して心に訴える内容がスマートだというご意見です。9番の前文に関する意見は、前文で本来、規定する部分についてのご意見、感想について記載しております。市民自治の確立を目指すということについて、明るいイーハトーブの実現を目指すという表現はここでは適当ではないのではないか、条例制定の背景について根拠を示すべき、最高規範であるのであれば、立法規定が抽象的過ぎるので、前文について再考して欲しい、身近な公共的活動に関心と参加の意欲を持ちながらも実行に移してないという現状があるので、人々の結びつきを重んずる共生こそ、まちづく基本条例の重要な理念の一つとするべきではないか等といったご意見です。

議長

今、前文についての意見と意見に対する事務局サイドのコメントを発表していただきました。策定委員会で検討してほしいものには網掛けをしているという説明がありました。これまでの説明についてどうでしょうか。前文についてかなり意見が出ていますが、表現上の言葉の問題とか、それから、そもそも前文とはどうあるべきかというご意見もありました。

丸山委員

パブコメで出ている最初の方の意見で、前文の4行目「風土や文化を発信し」とありますが、やはり風土は発信するものではないだろうと思いますね。これは「風土を育み、文化を世界に発信してきました」というふうに、パブコメの方の意見に従った方が素直だと思います。それから2行目の「自然の恵みに畏敬の念を持ち」ですが、やはりこれも自然に畏敬の念を持って、恵みに感謝する、だと思います。ですから、これもパブコメの方の意見に修正したいと思います。それから「イーハトーブ」という言葉と「結い」という言葉、分かりにくいから、前文の中で説明したらどうかと思います。例えばイーハトーブだったら、「自然と共生する豊かな社会（イーハトーブ）」とか、結いも「相互扶助（結い）」とするとか、力点を持つ強調語として書いた方が一般的に分かりやすいのではないかとこのことを皆さんの意見から感じました。

佐藤(公)委員

「畏敬」という言葉と「恵み」という言葉は合わないと思いますね。おそれが伴っ

ているものですから、「自然」と「畏敬」の方がいいのではないかと思います。それから「精神的な支柱」という言葉ですが、私農業者ですが、この「支柱」という言葉は農業言葉ですから、ちょっとここには合わないと思いますね。それから「イーハトーブ」という言葉は、花巻市を言っている言葉ではないと思いますね。ユートピアとか童話だと岩手県を言っているんですよ。盛岡はモリオージと言っていますしね。これは、イーハトーブと花巻を同じものと連想させるのは無理があるのかもしれない。

議 長 そういう場合は、前文にイーハトーブという言葉を出してしまうことはまずいでしょうか。丸山委員が言ったように意味を説明すればいいでしょうか。

佐藤(公)委員 そういうことだったらいいと思います。

議 長 感覚的に花巻の市民の方はイーハトーブという言葉に慣れ親しんでいるということで、事務局サイドとしてはむしろイーハトーブにしておいて条例の解説で説明をしたいということですね。「結い」という言葉も出てきましたが、いかがでしょうか。なるべく市民にとって親しみやすいものにしたいと思います。「信託」という言葉にこだわる方もいらっしゃると思いますね。「信頼」と「分担」は別ではないかというご意見もありますね。「信託」と「信頼」は違いますよね。主権者である市民が時間も知識も無いので代表者を選んで、市長や議員に任せると、ただし裏切った場合は撤回するというので、自治基本条例を信託のかたちを表現したものだということ方もいらっしゃいますが、今は古い考え方だということ方もいらっしゃいます。私は「信頼」でいいと思いますね。単に代表者に任せるというかたちを条例にすると代表専任主義を固定化してしまうことになりますので、むしろ住民主体でまちづくりをしましょうと、それを行政や議会は応援しましょう、一緒になってやりましょうという協働のまちづくりの中心部分を条文化したと理解しております。個人的には、事務局の判断については問題ないと思っていて、採否を我々に任せるといっていただいた部分について議論した方がいいと思います。それから、先ほどご意見があった「自然の恵みに感謝する」これは、ご意見のとおりだと思います。

丸山委員 自然への畏敬を持って、自然の恵みに感謝しということだと思いますね。

議 長 もしくはパブコメの方の「自然に畏敬の念を持ち、その恵みに感謝し」というのを採用する方向でいきたいと思います。それから「支柱」ですね。

猿舘委員 「支え」でしょうか。

丸山委員 とりあえず「支え」で仮置きしておきませんか。

議 長 そうですね。それから「風土や文化を発信してきました」。やはり風土を発信するのは変ですね。

丸山委員 4番目の人の「風土を育み」だと思います。

議 長 そうですね。いよいよ問題は「結い」「イーハトーブ」という言葉についてですが、事務局案はこのままでいくということで、丸山委員からは、まず説明をして括弧で表記するということでしたが、どうでしょうか。

丸山委員 その方が納まりがいいと思うんですよ。大迫では「結い」について賛否両論分かれました。「結い」が崩壊したから近代化したという意見もありましたし、これからは地域では個別に実力を高めて頑張らなければならないのに、今更、扶助精神を出すのはおかしいのではないかとまでいった人もいました。「結い」だけでいうよりは、助

け合っていくという説明をしておいて、それをここでは「結い」としますというふうに、2段構えにした方がいいと思います。

佐藤(公)委員 それが精神的な重石のような一面もあったと思います。

赤津委員 確かに盛岡の駅に「理想郷 イーハトーブ モーリオ」としているんですよね。盛岡の地域がそれを言うのはちょっとと思いますが、私は花巻の言葉ではないかと思っていて、あまり違和感がなかったものですから、ただし、内部の方のほうがそう思うのであればね。

村井地域振興部長 イーハトーブとは理想郷という意味ですから、地域を特定してないんですよね。ですから、市民の歌でも「イーハトーブはなまき」としております。

丸山委員 確かに全県的な概念だけど、賢治が花巻の人であるし、花巻市民の多くは使いたい言葉だと思うし、もし盛岡市で条例をつくってイーハトーブという言葉を使ったら頭にくると思うので、残しておきたい言葉ではあります。ただし、固定した言葉として入れるのではなくて、なんとかかんとかイーハトーブとしたほうがいいと思います。

議 長 逆にどういう言葉を入れた方がいいと思いますか。

丸山委員 自然と共生する豊かな理想郷(イーハトーブ)とか。理想郷という言葉は入れた方がいいと思います。

村井地域振興部長 自然と共生しながらということばが先に入っているので、力を合わせて明るい「理想郷」(イーハトーブ)としたらどうでしょうか。

議 長 そうしましょう。
「結い」についてですね。

丸山委員 大迫でも、結いについて意見が出ましたけれども、30年前は重石になっていたという部分もあるんでしょうか。

佐藤(公)委員 逆に言えば農村が嫌われた理由の一つでもあるんですよ。逃げ出した世代というのは、しがらみがつらくて出て行ったということも本当だと思います。ですから、今分かる方はほとんどいなくなったからいいかもしれませんが、実際はそういう面もありました。

猿舘委員 大迫でその話を聞いて、私もびっくりして。昔の苦しい集落というのがまとわりついているのかなと思いました。

佐藤(公)委員 今は新鮮でいい言葉ですが、昔は「行かねばならね」という感じなんですね。

村井地域振興部長 イーハトーブだとマイナスのイメージをもつ市民はいないと思われませんが、「結い」という言葉だとマイナスのイメージを持つ市民もいるということですね。

佐藤(公)委員 「結い」はすごくいいことなんですよ。みんな納得して生活するのであれば理想ですが、あまり人に言われたくないという人もいるわけですよ。

丸山委員 お互い助け合う精神ということかと思います。

佐藤(公)委員 いわゆる生活の互助とは違う意味もあったんですよね。

- 猿舘委員 強制的といったらいいのでしょうか。
- 丸山委員 暗黙の了解でやらなければならないということですね。
- 議長 ということは「結い」という言葉を削除するか、括弧にして残すかどうかですね。
- 藤田(公)委員 これからのまちづくりとして、この言葉が必要かどうかという判断ですよ。要するに、過去のこともあり歴史もあり慣習もあり、その中で、これからの花巻市のまちづくりの中で「結い」という言葉がプラスになるのかマイナスになるのか。もしマイナスになる要因を抱えているところに、あえて使う必要があるのかどうか。
- 丸山委員 藤田先生はどう思われますか。
- 藤田(公)委員 私としては「結い」という言葉の中で生活してきたことが無い第三者なのです、申し訳ないのですけれども。客観的にみて、社会学を専門としていますが、全国的にみると両方のイメージがあると思うのですよね。その時に、マイナスのイメージがある言葉を、今後のものにあえて使う理由が花巻市にとってあるのであれば、それは使えば良いと思います。ただし、もしそこを越してまで、あえて使う理由がないのであれば、今、このマイナスのイメージをもつ言葉を使うことはどうなのかなということのご判断は仰ぎたいと思います。これは、市民さんでなければ判断できないのです、申し訳ないのですけれども。学術的にどうだということは参考にならないと思うのです。
- 丸山委員 中間意見もあるんですけども、ご経験や現代性、時代性を交えて、藤田先生はどうですか。
- 藤田(公)委員 では、個人的に言わせていただきますと、これからの花巻市さんにとってマイナスのイメージを持たれるおそれのある言葉をあえて使う必要は無いと思います。別な表現もあると思います。プラスの方向にどうしても考えていくものを今後つくっていくべきものだと思います。それからもう一つは、条例ですから、行政さんが手を挙げて約束するものなんですね。そこで、行政さんがマイナスのイメージのある言葉をあえて使う、背負っていくということは、ある程度、何年間かは大変だと思います。役所はそういうことをするのかというときに、個人的ないろいろな感情や慣習を例えに取りられてしまうと、行政はその理由の説明が難しいと解釈します。
- 猿舘委員 ずっと市民会議から思っているのですが、「結い」という言葉については経験はしてないけれども非常に抵抗があったんですね。「結い」という言葉は、相互扶助の精神だということですが、イーハトーブ一つでさえもめたんですね。イーハトーブという花巻らしさを表す言葉が一つ入っているの、あえて昔使っていた相互扶助という言葉を使わなくても、これからの新しい花巻の相互扶助の精神を過去の言葉で表すのではなくて、違う言葉で表すことはできないのかなと。あえて昔の言葉を引き出して、これからの花巻の相互扶助の精神を例えるのはどうなのかなと感じているんですね。ですから私個人としては「結い」という言葉を削って、そのまま相互扶助の精神という言葉にしたほうが、新しいということでもいいのかなと思いますが、どうでしょうか。
- 照井委員 私は、今までのご意見はちょっと意外だなと思っているのです。私も小さな農家で育ちましたが、まさに「結い」で、お互いに田植えの時期などに都合をつけてやっていくわけです。これをそうじゃなくて、一人でやっていかなければならない。人を頼みたいときはお金を出してやらなければならない。そういう「結い」と逆の状況だったら、多分、農家経営は出来なかったと思います。それから、茅葺の家に住んでいましたが、屋根の葺き替えのときに、茅もみんな持ち寄り、人も都合付けて、はじめて一軒の作業が出来たんですね。「結い」がなかったら、それを今やろうとしても

出来ないですよ。そういう意味で、私は「結い」は、都合をつけるのは大変だったけれども、それだけのことがあったんだなと思ってきたものですから、今ちょっと「結い」があったために逃げ出したということを知っていて、それは、結いということではなくて、結いに伴う封建的なことが絡んで、例えば都合があっても絶対「結い」のときはいかなければならないんだという、極端なことがあって、そういう思いになったという気もするし。ちょっと今、自分の結論が出ません。ただ現時点で「結い」という言葉にすごく嫌悪感を持っている人が少なからずいて、理想郷と対極にあるような言葉だということであれば、しばらく使えないのかなと思います。

議 長 市民会議に参加させていただいて、市民会議の中では「結い」という言葉に対して思い入れがありまして、確かにマイナスのイメージもありましたけれども、相互扶助ということで、これからの地域社会の中で一緒になって助け合って自分達でガバナンスしていくということで、「結い」を甦らせようとなったんですね。そんな思いから、一時は「結い」を定義しようというところまでいったんですが、それは職員チームの方の指摘でカットしたんですが、そういう市民会議の議論の流れを考えると、これを一概にカットするのはどうかなという気はするんですね。ですから、中間案を採って括弧ということもありますよね。

丸山委員 私は「結い」という言葉に関しては是非残しておきたい。理由は、今は欧米の個人主義も否定的な社会となっている部分もありますよね。当然、明治時代の自然との暮らしはいい部分もあるし、封建的な部分もある。それも含めて、明治時代のあり方をこれからの未来を考えると参考にしよということも出てくるのであれば、結いという言葉が両方の意味を持っているということもあります。けれど、我々は一般的に結いという言葉を出したときには、協力しましょう、一緒に何かしましょうということがまずあって、次に、僕が小さいときには嫌なこともあったなというのが、付随的に出てくるのであって、まず出てくるのは助け合いましょうということだと思うんですね。

議 長 花巻で助け合いに対して「結い」という言葉を当てはめるといことに思い入れのある方がたくさんいらっしゃるんですね。奥州市で「結い」という言葉を使ってしまうという可能性もありますし、私は市民会議の議論を尊重して、相互扶助の精神（結い）ということによろしいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員 いいと思いますよ。

村井地域振興部長 おそらく今の議論をふまえて、第6条「市民の権利」のところ、まちづくりに参画する権利を有します。その後、この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします。とありますので、結いのマイナス面については、今回はそういうことにならないようにしましょうねということ盛り込んでいると思います。

赤津委員 そういうことではないと思います。「結い」とは、まちづくりの原点、結いの精神、協力しあうということを行っているのではないかなと思います。それにいろいろなものをくっつけるから、過去の結いはこうだ、これからの結いはこうだということになってしまふんだと思います。そうではなくて、それを表現するのかと言ったときに結いということであって、相互扶助イコール結いということではないと思います。

議 長 ということは、今、私が言った相互扶助の精神（結い）では駄目ですか。

赤津委員 いや、いいんですよ。要するに、結いという言葉が適当かどうかということをおっしゃったときに、意味するのが相互扶助とか変わる言葉は無いのではないかなということです。

- 丸山委員 抽象的で、だけどそれに変わる言葉はないよということですね。例えば岩手というときにイーハトーブと言ったときに、理想郷と言おうがあこがれの地と言おうが、やはりイーハトーブとしかいえないということですね。
- 赤津委員 そうです。それと、これが6条に関連してというのではなくて、もっと大きなものなんです。
- 照井委員 私は今のお話をうかがって、本来というか、これから求めるということをつまえると、結いという言葉をもしる先に出して、「結い(相互扶助)」でいいのではないかと思います。イーハトーブもそうした方がいいと思う。というのは、田んぼの消毒のときに、各家から一人ずつ出てきていたのが、だんだん出て来られない人がでてきて、出れなかったら1回5千円出すということにしたら、次から次へと5千円を出して人が出なくなって、仕事が出来なくなったんです。やはり「結い」というのは人が身を持って協力してやろうというところにあるのではないかと思います。「相互扶助」だけでいうと、5千円で終わるような気がするんです。
- 丸山委員 そうですね、意思が必要なんですねよね。単なる集団ではないんですね。
- 照井委員 思いを一つにしてみんなでやろうということです。そうしないと、田んぼなんて何も出来ないんですよ。イーハトーブ盛岡もいいですが、主体的にこっちから言う、花巻人が言うイーハトーブ(理想郷)でいいと思います。
- 藤田(公)委員 今までのお話を伺っていたら、今の照井さんのお話が一番妥当だと思いますが、いかがでしょうか。
- 議 長 というと、結いを先に出して(相互扶助の精神)ですか。
- 藤田(公)委員 要するに「結い」というものは全て語れないということで、ただし、ここで言っていることはイコールにはなり得ないけれども、こういうことだということを強調された方がよろしいんじゃないでしょうか。
- 議 長 イーハトーブは鍵括弧にして(理想郷)。
- 照井委員 理想郷がどこにあるのかではなくて、自分達でつくるということですよ。
- 議 長 それでは、今までのご意見を尊重して最初はキーワードを鍵括弧にして出して、その後括弧して理想郷とか相互扶助の精神とするということですね。ということで、前文だけで、これだけの時間がかかるということですから、27条を徹底的にやると5回くらいかかるのではないのでしょうか。今日は2時間ということで延長はできませんから、あと30分、できるところまでまずやっていきましょう。
- 第1条、これはみていると第2条とセットになっていると思います。まず、第1条と第2条をやってみましょうか。それでは、パブリックコメントの10の意見からいきましょうか。
- 事務局(奥山上席主任) それでは、第1条について資料3の3ページ10番から行きたいと思います。10番は「この条例は、花巻市におけるまちづくりの基本理念及び、この理念に基づいて創設する制度の基本原則を定め、参画と協働による市民自治の一層の進展を市政の自己革新を促進し、もって自主自立のまちと日本国憲法が定める地方自治の本旨を実現することを目的とする。」という修正案ですが、「目的規定については簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。この条例の目的は、市民自治によるまちづくりを実現することであり、そのために、まちづくりで大切になる考え方として基本理念や基本原則を明らかにすることと、市民、議員、市長と職員の

役割、市政参加の仕組みなどの基本的な事項をこの条例で定めるものである。」ということです。11番は、市民が市政の主権者であることを明確に入れるべきというご意見で、市民会議の提言でよいということです。12番は、目的に関するご意見として「自治の進展することと豊かな地域社会は不明瞭な言葉のつながりであり、そのような表現は用いるべきではない。「豊かな」は耳ざわりのよい言葉であり、市の目指す姿、第4条を包括しているのだろうが、具体性を書け、大事な目的が明確に表現されていない」というご意見です。13番は、「市民会議提言を支持する。特に、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市の実現することを目的とする文言に市民へのやさしさを感じる」ということで、現在のままでよろしいのではないかとということですが、11番、12番については修正も含めてご検討いただきたいということで網掛けにしております。

議 長 それでは素案の第1条「目的」は非常にシンプルですが、パブリックコメントのご意見10から13の意見がありますが、特に11、12については検討するという事務局の案ですが、いかがでしょうか。目的は大事ですが、あまり長すぎるのもどうかと思いますね。

赤津委員 ちょっと確認したいのですが、市民会議の案とか提言という言葉が出てくるんですが、パブリックコメントの段階では出しているんですか。

村井地域振興
部長 パブリックコメントには出してないですが公開はしているので、市民はご存知だと思います。

議 長 出来れば委員の方に市民会議の最終提言についてお配りしたほうがいいと思います。

赤津委員 要するに、市民会議の提言でいいと書かれているのは、市民の方が読んでいるということですね。

事務局(菊池地
域振興課長) 委員の方には最初に郵送でお配りしています。

議 長 ポイントは、市民が市政の主権者だということ、市民会議の目的の方では明確に言っているんですね。市民参画と協働による市民主体の自治によるという言葉を入れているんですね。それから、素案の方では、もっと豊かな地域社会を実現するためにとしています。市民会議のほうでは、活力に満ち安心して暮らせる魅力ある花巻市を実現することを目的としていますと、このあたりが違うところですね。確かに素案は短い文章で分かりやすいんですが、どうでしょうね。

丸山委員 市民会議のほうが素敵だと思います。

赤津委員 ここでこういう議論をしていいのですかということをお伺いします。市民会議での案なり、いろんな案をここで検討して、策定委員会としてはこういう案だということで、出しているんですね。それを、もう1回ひっくり返してもいいのかということです。

議 長 ただし、これは参加民主主義ですね。我々は市民会議の案と職員チームの案とをふまえたうえで議論してきたわけですね。そうした案を示したということですね。それに対して、市民の方が市民会議のほうがいいといわれれば、それは謙虚に受け止めるべきではないと思います。だから、市民会議のは決着済みだから、それはカットというのは良くないと思います。

- 赤津委員 いや、市民会議の案を修正しているわけですね。それをここの場所によく確認することが必要なんだと思います。漢字の読みとかというのは気がつかない部分がありますからね。ですから、この委員会で検討した案だという、いわゆる市民会議の案を1回は見た上での議論だったはずなのに、どうしてこういうことになるのかなと思ったわけです。
- 議 長 確かに、私の責任もあります。大きいポイント、市民参画とか住民投票、市民の理念等に重点を置いて議論をしたんで、こういうところについては、どうしても時間的に事務局案で通してきた部分もあるんです。ですから、今立ち止まって提示されて見ると、我々が場合によっては復活させるということは、場合によってはご理解していただきたいと思います。
- 赤津委員 こちらの策定委員会の議論もあるわけですし、この委員会は一体何なんだというところですね。
- 議 長 この委員会自体は、市民会議の提言が前提なんです。市民会議の方達が熱心に10ヶ月かけてやってきたものは、そのままでは通らないんですね。行政側の意見もある、ということで、この場は市民会議と事務局との調整の場なんです。
- 赤津委員 もう少し、ここで決めたものに対して責任を持った方がいいのかなと思ったのです。
- 丸山委員 大事なのは、今回条例を決定していくときの一番大きなポイントはパブリックコメントだと思うんですよ。なるべく多くの市民に公開した段階で、初めてそれが素案だったと。実は、皆さんから出された意見をこの委員会であらためて見直さないと駄目だと思います。
- 議 長 これは、委員の重さがありますからね。通常だったら、策定委員会とは行政側が出てくるものに対して、各層からの委員が意見を言って決定していくとかたちでしたが、今回は、行政が初めから市民に任せて、市民会議の案として出てきて、それはある程度尊重しなければならないけれども、しかし、このままでは通らない。行政側も検討して策定委員会で調整をして下さいと。我々は、悪役を引き受けているんですね。市民会議からすれば、我々の案は後退しているのではないかということもあるんですね。そういう意味では、我々はかなり苦渋の選択をせざるを得なかったということだと思います。その中でどうしてもポイントに時間を割いてしまって、事務局案を通してしまったところもあります。そういうものに関しては、ある程度戻ってパブリックコメントの案を通してもいいと思います。この1条、目的は大事だと思います。
- 丸山委員 やはり市民主体の自治という言葉は必要だと思います。今回の案を見ていると、参画と協働ということは非常に強くうたわれているんですが、パブコメにもありましたが、参画とは何か、協働とは何かということ自体が良く分からないから、この条例ならつくらなくてもいいのではないかという意見も中にはあった。ということで、ここでこの条例をつくる意図の一番大きなポイントというのは、市民主体で自治を進めていくときに、市民も行政も協働しながらやっていきたいと思いますということだと思うんですね。今のままだと、自治を進めていきますよとそのための条例ですよと。そのためには市民の参画と協働が必要ですよという、行政サイドからの投げかけに取られてしまったのかも知れないという気がするんです。市民会議の案を守るという意味ではなくて、市民主体の自治という言葉が必要だと思います。
- 村井地域振興部長 市民主体の自治という言葉は第5条に入っております。私どもの見解としてもこの言葉は目的に移して第5条からは削除してもいいのではないかと、第5条のほうを基本原則に基づきまちづくりを推進するで十分ではないかと思っております。市民主体というのは目的の方に移したほうがいいと思っております。

丸山委員 賛成です。

議長 そうすると、第1条のほうで「参画と協働による市民主体の自治の進展を図り」となるわけですね。その後の「もって豊かな地域社会を実現する」というところはどうか。このへんも市民会議の方にすると長くなってしまいますので、あまり良くないんですよ。「豊かな」というと表現が平凡すぎるので、例えば「活力に満ち安心して暮らせる」というのはなかなか良い表現だと思っているのですが。

丸山委員 「魅力ある」という言葉の中で、いろんな要件を含めてしまえばいいと思うのですが。

議長 活力があってというのは産業が元気で、市民が元気で安心して暮らせる、温泉とか魅力あるものがある、これはまさに花巻のいいところ、目ざすところを言っていると思うんですが。

村井地域振興部長 市の総合計画でもまちづくりの基本理念で強くてやさしいまちづくりということで、それに対応する市民会議の言葉だと思うので、よろしいと思います。

議長 それでは、あらためて確認しますが、「この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる魅力ある花巻市を実現することを目的とします。」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 はい、それでは2条に入ります。ここは、説明会でも意見が出ていますよね。

事務局(奥山上市主任) それでは、第2条について資料2の1ページをご覧ください。11番から12番です。定義の「市の執行機関」の後半に、固定資産の評価委員などという解説はいらぬというご意見。12番として、「コミュニティ」を日本語にすれば説明がいらぬ、カタカナは使用しないほうが良いというご意見です。併せて、資料3の14番です。用語と説明文の間にコロンを打ったほうがわかりやすい、第2号の市の執行機関について、市長は「機関」とは言わないのではないかと、第5号コミュニティを削除したらどうかということ。コミュニティについては、言葉の意味合いから個々の定義には無理があるのではないかと。15番ですが、定義の中身で、コミュニティの考え方に対するご意見をいただいております。次のページまでありますが、自治基本条例という名前の方がいいのではないかと、まちづくりと市民自治の関係性に言及していないので、参画と協働の定義も曖昧となっている等のご指摘です。16番ですが、参画の定義について、他の条項、第7条、第8条との整合性が図られていないのではないかと、「責任を持って」という言葉については第7条と重複する。第8条は定義どおりの趣旨は違うのではないかと。2の11番について、執行機関については、地方自治法により設置が義務付けられており、固定資産評価委員会はこの中に含まれているということを説明しております。以上です。

議長 ありがとうございます。定義についてですが、これは、行政側としては地方自治法上の用語なので合わせないといけないということがあります。それから、コミュニティという言葉は、どこもカタカナ使いたくないということがあります。それから、参画という言葉について定義が適当でないという指摘があります。それから、言葉と言葉の間にコロンを付けるのは適当でないというご意見、まちづくりの定義についてもご意見が出ておりますが、いかがでしょう。市民とか市の執行機関については問題

ないと思いますが、参画については、引っかかっている人がいますね。それから、コミュニティについてですね。というのは、参画については、ここでは市民が責任を持って主体的にまちづくりに参加するというので、まちづくりへの参画についていっているんですが、その後の参画と協働で見ると、市の行政の政策の立案、実施評価等について主体的に係わることが参画なのかなということになると、この定義でいいのかどうかということになりますね。いずれ、これから市民参画条例を検討することになると、この兼ね合いもありますね。ちなみに奥州市では参画と参加を使い分けていまして、参加はまちづくりへの参加、参画は行政の市の立案への参加ということになります。

丸山委員 本当のところはどうなのでしょうね。その前に、市の執行機関がどうも理解できなくてですね、市の職員は市長の管轄に入りますよね。それが素直に理解できるかどうか。市民は、市の職員はどこにいったのかということはどうでしょう。これが法律的な表現だからということでしょうね。

議長 これも市民会議では相当もめまして、当初は執行機関という言葉はあまり使いたくないということで、市という表現をしていたんですよね。その場合の市というのはいろんな定義の仕方があって、市というのは、執行機関なのか、執行機関プラス議会なのか、市民も含むのか、では言い換えて花巻にしておこうかといういろいろな議論があって、最終的にここに戻ってきたんですよね。確かに、市長は市長をさすから、職員まで入るのかどうか、そこまで理解できるのかということですよ。

村井地域振興部長 下の説明で、そのあたりが何も書いてないので、そこで説明を書くということはどうでしょう。

丸山委員 そうですね。市役所全体という概念が見えてこないの、お願いします。

議長 大和市の執行機関についても、逐条解説に入れているので、解説のほうに入れていただくということをお願いします。それから、参画についてはどうでしょうか。

藤田(公)委員 両論併記のパターンがいいのかなと思います。参画と参加は違いますよね。参画と協働というのは、これからセットになるということもありますから、そのへんも考えないといけませんね。

議長 本来は、まちづくり基本条例が第1弾で、第2弾が行政の立案に市民が参画していくと、第3弾が市民と行政が対等の立場で事業を進めていくということですね。

丸山委員 質問ですが、参画には参加は含まれるんですか。

議長 本来、参加は広いです。参加は市民が主体的に問題を解決するために行政、議会、コミュニティに参加、係わることだと思っています。それが参画になるんです。要するに、わかりづらいんですが、行政への参加は最近よく言う言葉で参画になるんです。もともと、参加と参画は由来が違うんですよね。参加は60年代から出てきた古い言葉で、最近それは、広い意味で市民が地域の問題を主体的に解決するために、行政や、議会、コミュニティに関与して解決していくということで、主に行政への参加を参画といっているんです。藤田委員がおっしゃったように、参加と参画を両論併記した方がいいかもしれません。

藤田(公)委員 参加と参画の項目を別おこしにするのではなくて、参画と参加とか、参加と参画というような両論併記で書いた方が何かと書きやすいと思うんですね。あえて分けて書かなくてもいいと思います。

丸山委員　　この議論は、県と市といつも問題になるんですよ。県では、昔は参加を使って今は参画という言葉を使っている、だから、最近は参画という中に参加も含めて統合してきたんだという県の話があったんですね。市民会議でもこの参加と参画について議論してきたと思います。その時は、参画の概念は大きくて参加も参画の中に含まれていると解釈されていたんです。そうすると議長と逆の解釈なんですね。

佐藤(建)委員　　途中から来てすみません。最初につくったときは、参加は広い範囲、参画は深さということですよ。

藤田(公)委員　　勘違いが起きているのは、花巻市さんに私が関わらせていただいたものに、男女共同参画の「参画」の説明が表に出すぎたというということがあるんだと思います。これからは参加ではなくて参画の時代に入りましたよという説明が、根本的な議論を惑わされているかたちになっていると思いますね。佐藤委員や議長が言っているように、参加のほうが広い意味だということは間違いのないものだと思います。ただし、市民がどう受け取られるのかという心配があるものですから、両論併記がいいのではないかという気はしますね。

丸山委員　　議長自身は、今の説明の中で参画といったときには、まちづくりの計画策定とかは含まれてこないような概念で話されたんですよ。参画というのは行政行為に対する計画立案等への参加ということなので、参加が入ってこないと我々参加のしようがないと。特に我々が求める参加というのは、単純に言えば、公園をどうするかから入りたいのであって、ここにベンチを置いて下さいとかいうプランニングのことで、それは法制度等の関係で出来ないと言われると困るわけです。これを参加というのであれば、参加と参画という言葉は欲しいですし、花巻市は参画に全部含まれるというのであれば、話が違うので、はっきりしてほしいですね。

村井地域振興部長　　この素案で、参加という文字を使っているのは、定義の参画のところだけなんです。それ以外では使ってないんですよ。それであれば、参加を定義する必要はないのではないかということですよ。それと、素案では参画は行政への参画だけでなく、まちづくりに参加する、ただお手伝いで参加するのではなくて、意思決定に関わることに入るのですと、だから全編にわたって参画という言葉を使っているんです。その意思の表れだと思っています。

議長　　市民参加論の分野でも、実は統一されていないんです。私は先ほど言ったように、参加を広く考えて、参画は行政への意思決定への参加と考えています。協働も参加の一部だと考えています。花巻では参画をメインにするということで、それはそれでいいと思います。

藤田(公)委員　　他のものとの整合性から考えると、総合計画では参画・協働ですよ。ですから、あえてまちづくりの条例で参加・参画を両論併記で行くか、参画で行くか参加でいくかということなんです。

丸山委員　　行政用語の危険なのは時代とともに変化していくことなんですよ。

議長　　そうであれば、参加でいいと思います。

藤田(公)委員　　逆に言えば、参画でもいいんですよ。

議長　　あまり細かいことで言いたくないですね。

藤田(公)委員　　これは、すごく大事なことだと思います。

- 議長 大和市でも市民参加推進条例ですし、市民参加条例としているところが多いです。
- 藤田(公)委員 定義の文章から言えば、参加、参画の文章になるんですよね。
- 丸山委員 参画が参加を含んでいるんですよ。
- 村井地域振興部長 参加が広いんですが、その中で意思をもってやりましょうね、それが参画なんです。この条例上はそういう気持を持っているんですよ。
- 議長 意思を持って参加なんですよ。
- 佐藤(建)委員 行政のみに関わらず、まちづくりということです。フィールドはまちづくりということです。参加は広く捉えて、参画は奥行き、企画立案まできちんとやるということです。
- 丸山委員 参加に対して並行的に奥行きが広がるわけではないでしょう。計画や立案に対して奥行きが広がることを参画と議長は言っているんですね。我々が市民会議の中で議論して納得したのは、参画という概念の中には、ちょっと意見を言ったり、パブコメ、ワークショップも含めて、参画のほうが大きいから、参加というプランニングも入るということだから、参画と協働で一本化していいと思っていたんですよ。
- 議長 参加は形式的な参加と言われがちですが、そうではなくて、参加の段階でも何とかしようということです。
- 佐藤(建)委員 この条例でどう使われるかということですから、フィールドはまちづくりなんです。
- 事務局(菊池地域振興課長) すみません、私が言うのもどうかとは思いますが、16番の方が言っている趣旨は、定義では責任を持って主体的にまちづくりに参加しということとして、第7条をご覧ください。市民はまちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、ここでも責任がかぶっているということです。だから、一つの考え方でございますが、どちらかの責任の部分を削除することもありかなと考えたわけです。
- 村井地域振興部長 定義で「責任」を削除しても、主体的にまちづくりに参加するということでも十分表現できているのではないかと、そして、責任をもってということは7条で言っているということです。
- 議長 分かりました。それで、時間のほうですが、今日は4時半を目途にしたいと思いますので、よろしく願います。それで「コミュニティ」のところですね。どこでも議論になるんですね。カタカナは嫌だということもありますし。
- 猿舘委員 コミュニティはひらがなでかけないんですよね。
- 丸山委員 テーマ型と地縁型とありますしね。
- 議長 社会学ではどうなんでしょうか。
- 藤田(公)委員 コミュニティでいいのではないのでしょうか。一番マッチしていると思います。ただし読み取り方ですよ。市民さんがどう読み取るかということですよ。
- 丸山委員 社会的にはもともとは地域集団なんですよ。それからきて、目的、テーマ型について使うようになったと。

藤田(公)委員 集団だけではなくて、全て含みます。

議 長 地域の自然とかトータルのものもありますからね。単なる地域自治組織だけではないですからね。

藤田(公)委員 先ほどの話ではないですけども、結いの括弧書きで説明しきれないものがありますので、私は違和感はありません。

丸山委員 このくらいはいいんじゃないでしょうか。

議 長 「まちづくり」については、どうでしょうか。これは市民会議の案そのまま「自分達のまちを自分たちでつくり育てることをいいます。」私は、いいと思いますが。

藤田(公)委員 基本的なことで、まちづくりですから、このかたちでここにおいておくのがベストだと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 まさに、自分達の力で自分達のまちをつくると言ってますから、適格だと思います。それでは、第3条の説明をお願いします。

事務局(奥山上席主任) 第3条について説明をします。資料2の13番は、最高規範の条例を位置づけるための条例は、新条例として市民参画条例、住民投票条例、協働の手続き条例の必要性を含めて検討が必要ではないかというご意見です。事務局としては、条例案に他の条例との関係に関する解釈規定を置くことによって、最高規範として位置づけていますとさせていただいております。続きまして資料3の4ページをご覧ください。17番ですが、第3条の第2項を修正して「まちづくりに関する」からを削除してはどうかということで、第1項で、本条例の最高規範性を規定しているから、まちづくりに関する計画に限定すべきものではないというご意見ですが、事務局としては、計画条例案には、内部組織規定等この条例の対象とならないものもあることから素案のままとするという考え方です。18番、第1項の「条例の趣旨を尊重する」を「従います」。第2項は17番と同じように、まちづくりに関すると限定しないというご意見です。条例の趣旨を尊重するという曖昧な表現ではなく、拡大解釈を可能にするような方法は行わない方がいいという考え方と、全ての条例が最高規範の下に位置づけられるのであるから、市民会議の報告のとおり、既存の条例の扱いも明記すべきという考え方です。その他、住民自治と団体自治を示すものだというコメント等があります。5ページ、引き続き同じ方からのご意見ですが、個別法では対応できないものを解決するものである、市民の手で解決するために必要なものであることを分かりやすく表現すべき、あるいは、この条例に手続き等を書き込まなければならない等というご意見が寄せられました。それから19番としまして、章として最高法規性を追加したらどうかというご意見でした。条文として、最高規範性については、「この条例は、まちづくりにおける基本理念及び基本原則を定めたものであり、市の執行機関は、他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。」ということと、条例等の体系化としまして、「市の執行機関は、この条例に定める内容に即して、それぞれの行政分野に応じて別に基本条例を定めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化に努めるものとする。」ということで、新たに章立てを行うべきとのご意見でした。事務局としては、条例の体系化については、これまでの検討経過を踏まえて、必要に応じて制定改廃をするものとするとしておりまして、これまでの検討経過というのは、職員プロジェクトチームの検討経過が中心となりますが、条例は必要に応じて制定されるものであって、計画や施策とは違うということ、それから、最高規範性をうたうことで改正などを通じて整合性が図られていくことと理解するということによるのではないかと思います。以上です。

議 長 この第3条、まちづくり基本条例が花巻市の条例の中では最高規範としているということです。意見としては、タイトルも条例の位置づけではなくて、最高規範としてはどうか、意思を尊重するでは弱いから強い表現をすべきという意見もあります。さらに、これにそって、各分野の基本条例や個別条例をつくったらどうか、これは、ニセコ町で条例の体系化をしていますが、そういう意見がありますが、どうでしょうか。

丸山委員 第2項の「この条例の内容を尊重し、この条例に適合させるものとします」とありますが、最終的には適合しますということですか。適合を省くと、制定改廃に当たってはこの条例に適合させるものとしますになってしまいます。尊重を省くのか、あくまでも尊重なのかということですね。その前は趣旨を尊重すると書いてますよね。強く言うのであれば、前も最大限尊重するか適合するに変えるかですよ。

事務局(菊池地域振興課長) 第3条の第1項と第2項の尊重の中身が違っておまして、第1項については議会については、地方自治法に定める市の最高議決機関、意思決定機関でありますので、それまでこの条例で縛るものではないとご理解いただきたいと思います。ですから、尊重という表現です。市民会議では遵守という言葉だったんですが、そういう意味では遵守という言葉は使えないということで尊重という表現になりました。第2項については、執行機関についての考え方になりますので、最終的には丸山委員がおっしゃるとおり適合ということになります。

議 長 大和市の例でいうと、むしろ行政機関内部の条例をつくったり、改正については自治基本条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならないということで、第2項的な部分だけなんです。花巻では第1項で行政以外の市民や市議会がこの条例を尊重するというのでこれはいいと思います。第2項で尊重するというのをやっけてしまっ、制定改廃についてはこの条例に適合するとやってもいいかもしれません。

村井地域振興部長 市の執行機関は、1項で条例を尊重ということが入っているので、第2項では除いてもいいと思います。

佐藤(建)委員 これをつくった趣旨は、第1項は日常的な部分、普通の市行政なり市民の心構えなりということで、第2項についてはもう少し別の長期的な計画や規則など形に残る部分ということで作りました。一応趣旨はそういうことです。

議 長 今、佐藤委員から説明がありましたが、第2項で「この条例の内容を尊重し」というのを削除した方がすっきりすると思いますが、いかがでしょうか。それから、タイトルはいかがでしょうか。本文にも最高規範性とあるので、タイトルでもあえてそうする必要は無いと思いますが。

(異議なし)

議 長 結局30分オーバーしてしまったのですが、以後、実は大物が残っておりまして、市の目指す姿、市民参画条例、住民投票条例とあって、果たして次回1回で終わるかどうかということです。

村井地域振興部長 最終の委員会は、最終案のかたちでお示ししてそれについて仕上げをお願いしたいので、それは1回で取っておいて、その間に何回かお願いしたいと思います。

事務局(菊池地域振興課長) 提言は延ばしたいと思います。

議 長 とりあえず、24日、28日も答申を止めて委員会を開催するということですね。あと2回やれるということですね。

丸山委員 進め方として、皆さん読んで、自分の言いたいことはまとめてきて、事務局の意見はある程度参考にして、網掛けの部分は必ず議論することにして、それ以外に個々の委員が修正した部分に対して提案していくというふうにしないと終わらないと思います。

議 長 事務局の説明も止めてしまって、いきなり個々の条文について、修正していくということでもいいですか。ただし、一応全部条文を見ないと駄目だと思いますよ。

村井地域振興部長 私どもは構いません。私どものコメントは進行の補助ということですから。

議 長 次回まで、第4条以降の条文について自分なりに考えをまとめて臨んでいただきたいと思います。ただし、これは理想なのですが、読んでもらったほうが知識の確認になるのでいいんですね。読んで気づくこともあるんですね。ですから、私は一旦読んでいただいたほうがいいと思います。

村井地域振興部長 理由については、これから膨大なご意見も出てきますので、ある程度簡単にさせていただきたいと思います。

丸山委員 とにかく全部読むと、そして進行上ポイントは読んでもらうということでもいいと思います。

議 長 それでは、やはり、変更部分についてパブリックコメントの意見を読み上げると、ただし、理由については大幅にカットしていただいて簡単に説明していただくということで、次回以降、やっていきたいと思います。本日は大変長時間でしたけれども、ご苦労様でした。事務局にお返しします。

事務局(菊池地域振興課長) 時間をオーバーして長時間ご審議いただきましてありがとうございます。それでは、これからの予定につきまして少しご議論願いたいと思います。次回は高橋委員長から話がありましたとおり、24日にお願いしたいと思います。その次ですが、28日にお願いしたいと思います。時間は14時です。できれば3時間ということをお願いいたします。それから、その次でございますが、できれば2月1日金曜日に、決定をしていただきたい、そして4の月曜日に提言をしていただきたいと思います。

丸山委員 4日の提言というのはどういうことですか。

村井地域振興部長 1日に皆さんにお示しして、そこで決定していただきたいと思います。

事務局(菊池地域振興課長) それでは以上持ちまして、第4回の策定委員会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

(午後4時30分 散会)